

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
◎企画政策部 企画政策課								
1	違反是正のための措置命令等	地域再生法	第17条の12第3項及び第4項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			企画政策部 企画政策課
2	業務運営改善の措置命令等	地域再生法	第22条第2項及び第3項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			企画政策部 企画政策課
◎総務部 総務課								
3	過料	個人情報の保護に関する法律	第185条第3号	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			総務部 総務課
4	分担金等の督促	地方自治法	第231条の3第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			総務部 総務課
5	物件移転費用等の納付命令	土地収用法	第128条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			総務部 総務課
6	物件移転費用等の納付命令(第128条第3項の準用)	土地収用法	第138条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			総務部 総務課
◎総務部 行政管理課								
7	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			総務部 行政管理課
◎総務部 管財課								
8	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			総務部 管財課
◎総務部 危機管理課								
9	災害の拡大防止措置の指示	災害対策基本法	第59条第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			総務部 危機管理課
10	応急措置業務への従事命令	災害対策基本法	第65条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			総務部 危機管理課
11	災害の応急措置の従事命令、協力命令若しくは保管命令	災害対策基本法	第71条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			総務部 危機管理課
12	居住者等への水防業務従事命令	水防法	第24条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			総務部 危機管理課
13	危険物質等の取扱者の措置命令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第103条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			総務部 危機管理課
14	武力攻撃災害の拡大防止のための措置の指示	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第111条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			総務部 危機管理課
◎財政部 財政課								
15	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			財政部 財政課
◎財政部 市民税課								
16	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			財政部 市民税課
◎財政部 資産税課								
17	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			財政部 資産税課
◎財政部 納税課								

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
18	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			財政部 納税課
◎空港部 空港地域振興課								
19	措置の命令(建築の許可(建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物に係るものに限る。))に掲げる事務に係るものに限る。)	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	第6条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			空港部 空港地域振興課
20	移転等の命令(建築の許可(建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物に係るものに限る。))に掲げる事務に係るものに限る。)	特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法	第6条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			空港部 空港地域振興課
◎空港部 空港対策課								
21	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			空港部 空港対策課
◎シティプロモーション部 観光プロモーション課								
22	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 観光プロモーション課
23	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			シティプロモーション部 観光プロモーション課
◎シティプロモーション部 スポーツ振興課								
24	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			シティプロモーション部 スポーツ振興課
◎シティプロモーション部 文化国際課								
25	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			シティプロモーション部 文化国際課
26	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			シティプロモーション部 文化国際課
◎市民生活部 市民課								
27	個人番号カードの返納命令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令	第16条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 市民課
28	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 市民課
◎市民生活部 保険年金課								
29	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 保険年金課
30	保険料の徴収	高齢者の医療の確保に関する法律	第104条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 保険年金課
31	被保険者証の返還命令	国民健康保険法	第9条第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 保険年金課
32	一部負担金不払いによる徴収	国民健康保険法	第42条第2項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			市民生活部 保険年金課
33	故意の場合の給付制限	国民健康保険法	第60条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 保険年金課
34	闘争・泥酔等の場合の給付制限	国民健康保険法	第61条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 保険年金課
35	療養に関する指示に従わない場合の給付制限	国民健康保険法	第62条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 保険年金課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
36	強制診断等拒否の場合の給付制限	国民健康保険法	第63条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			市民生活部 保険年金課
37	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止	国民健康保険法	第63条の2	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			市民生活部 保険年金課
38	被保険者に対する不正利得の徴収	国民健康保険法	第65条第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			市民生活部 保険年金課
39	国保医に対する連帯納付命令	国民健康保険法	第65条第2項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			市民生活部 保険年金課
40	療養取扱機関の費用納付命令等	国民健康保険法	第65条第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 保険年金課
◎市民生活部 市民協働課								
41	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 市民協働課
42	認可地縁団体の認可の取消し	地方自治法	第260条の2第14項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 市民協働課
43	認可地縁団体の合併認可の取消し	地方自治法	第260条の45第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			市民生活部 市民協働課
◎市民生活部 交通防犯課								
44	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 交通防犯課
◎市民生活部 下総支所								
45	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 下総支所
◎市民生活部 大栄支所								
46	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			市民生活部 大栄支所
◎環境部 環境計画課								
47	地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消し	地球温暖化対策の推進に関する法律	第22条の3第3項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			環境部 環境計画課
◎環境部 環境対策課								
48	騒音防止方法の改善命令	騒音規制法	第12条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境対策課
49	騒音防止方法の改善命令	騒音規制法	第15条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境対策課
50	振動防止方法の改善命令	振動規制法	第12条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境対策課
51	振動防止方法の改善命令	振動規制法	第15条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境対策課
52	悪臭物質排出減少措置の実施命令	悪臭防止法	第8条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境対策課
◎環境部 クリーン推進課								

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
53	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			環境部 クリーン推進課
54	一般廃棄物収集運搬業の停止命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の3	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 クリーン推進課
55	一般廃棄物処分業の停止命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の3	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 クリーン推進課
56	一般廃棄物収集運搬業の許可取消し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の4	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 クリーン推進課
57	一般廃棄物処分業の許可取消し	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の4	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 クリーン推進課
58	一般廃棄物処理業者への必要な措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の3第1号	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 クリーン推進課
59	一般廃棄物処理基準不適合による処分者等に対する支障の除去等の措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の4第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 クリーン推進課
60	一般廃棄物処理基準不適合による認定業者に対する支障の除去等の措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の4の2第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 クリーン推進課
61	処分者等に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の7第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 クリーン推進課
62	認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の7第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 クリーン推進課
63	緊急の場合の認定業者に対する生活環境の保全上の支障の除去等の費用負担	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の7第4項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 クリーン推進課
64	事業の廃止等についての措置命令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第19条の10第1項において準用する第19条の4第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 クリーン推進課
◎環境部 環境衛生課								
65	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
66	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			環境部 環境衛生課
67	給水停止命令(法第48条の2第1項における読替え)	水道法	第37条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			環境部 環境衛生課
68	浄化槽の清掃について必要な指示	浄化槽法	第41条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
69	浄化槽清掃業の許可の取消し等	浄化槽法	第41条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
70	転換計画の認定の取消し	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則	第5条第5項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
71	墓地等の許可取消し、使用禁止等	墓地、埋葬等に関する法律	第19条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			環境部 環境衛生課
◎福祉部 社会福祉課								
72	法令等の違反及び運営不適正による措置命令	社会福祉法	第56条第6項(第144条において準用する場合を含む。)	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 社会福祉課
73	措置命令不履行に対する業務停止等	社会福祉法	第56条第7項(第144条において準用する場合を含む。)	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 社会福祉課
74	法令違反等による解散命令	社会福祉法	第56条第8項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 社会福祉課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
75	公益事業又は収益事業の停止命令	社会福祉法	第57条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 社会福祉課
76	市の区域内で行われる隣保事業についての許可の取消し等	社会福祉法	第73条において準用する第72条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 社会福祉課
77	共同募金会に対する解散命令	社会福祉法	第121条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 社会福祉課
78	社会福祉連携推進認定の取消し	社会福祉法	第145条第1項及び第2項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			福祉部 社会福祉課
79	職権による保護の変更	生活保護法	第25条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 社会福祉課
80	保護の停止、廃止	生活保護法	第26条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 社会福祉課
81	報告又は調査に応じないときの保護廃止等	生活保護法	第28条第5項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 社会福祉課
82	保護の変更、停止、廃止	生活保護法	第62条第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 社会福祉課
83	費用返還額決定	生活保護法	第63条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 社会福祉課
84	扶養義務者からの費用徴収	生活保護法	第77条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 社会福祉課
85	保護を受けた者からの費用徴収	生活保護法	第77条の2	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 社会福祉課
86	不正受給者からの費用徴収	生活保護法	第78条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 社会福祉課
87	不正利得の徴収	生活困窮者自立支援法	第18条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 社会福祉課
◎福祉部 高齢者福祉課								
88	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 高齢者福祉課
89	在宅サービスの提供に係る措置の解除	老人福祉法	第10条の4第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 高齢者福祉課
90	日常生活用具の給付等の措置の解除	老人福祉法	第10条の4第2項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			福祉部 高齢者福祉課
91	養護老人ホーム等への入所措置等の解除	老人福祉法	第11条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
92	入所措置費用の徴収	老人福祉法	第28条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
93	措置命令	介護保険法	第78条の9第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
94	指定の取消し等	介護保険法	第78条の10	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
95	勧告に係る措置命令	介護保険法	第83条の2第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 高齢者福祉課
96	指定居宅介護支援事業者の指定の取消し等	介護保険法	第84条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 高齢者福祉課
97	措置命令	介護保険法	第115条の18第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
98	指定の取消し等	介護保険法	第115条の19	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
99	措置命令	介護保険法	第115条の28第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
100	指定の取消し等	介護保険法	第115条の29	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
101	介護サービス事業者の勧告不履行に対する措置命令	介護保険法	第115条の34第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 高齢者福祉課
102	勧告に係る措置命令	介護保険法	第115条の45の8第3項	①有		①有		福祉部 高齢者福祉課
103	指定事業者の指定の取消し等	介護保険法	第115条の45の9	①有		①有		福祉部 高齢者福祉課

◎福祉部 障がい者福祉課

104	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
105	通所給付決定の取消し	児童福祉法	第21条の5の9第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
106	障害福祉サービス提供の措置解除	児童福祉法	第21条の6	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
107	勧告に係る措置命令	児童福祉法	第24条の35第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
108	指定障害児相談支援事業者の指定の取消し等	児童福祉法	第24条の36	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
109	勧告に係る措置命令	児童福祉法	第24条の40第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
110	不正利得に係る障害児通所給付費等の徴収等	児童福祉法	第57条の2第1項及び第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
111	障害児福祉手当の受給資格の喪失	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第17条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
112	障害児福祉手当の支給の制限①	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第20条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
113	障害児福祉手当の支給の制限②	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第21条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
114	障害児福祉手当の返還	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第22条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
115	不正利得の徴収	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第24条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
116	障害児福祉手当の不支給	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
117	調査拒否等による手当支払差止め	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
118	手当の支払の調整	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
119	特別障害者手当の受給資格の喪失	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の2	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
120	特別障害者手当の支給の調整	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の4	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
121	特別障害者手当の不支給	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
122	調査拒否等による手当支払差止め	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
123	特別障害者手当の支払の調整	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
124	特別障害者手当の支給の制限①	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
125	特別障害者手当の支給の制限②	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
126	特別障害者手当の返還	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
127	不正利得の徴収	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
128	更生に必要な指導措置の解除	身体障害者福祉法	第17条の2第1項第3号	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
129	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置の解除	身体障害者福祉法	第18条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
130	障害福祉サービス等の費用の徴収	身体障害者福祉法	第38条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
131	障害福祉サービスの提供措置の解除	知的障害者福祉法	第15条の4	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
132	知的障害者等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除	知的障害者福祉法	第16条第1項第1号	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
133	障害者支援施設等への入所措置の解除	知的障害者福祉法	第16条第1項第2号	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
134	職親委託措置の解除	知的障害者福祉法	第16条第1項第3号	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
135	知的障害者の入所費用の徴収	知的障害者福祉法	第27条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
136	不正利得の徴収	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第8条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
137	支給決定の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第25条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
138	利用者負担上限月額に関する決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第29条第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
139	地域相談支援給付決定の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の10第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
140	指定特定相談支援事業者に対する勧告措置命令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の28第4項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
141	指定特定相談支援事業者の指定の取消し等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の29第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
142	指定相談支援事業者に対する勧告措置命令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の33第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			福祉部 障がい者福祉課
143	支給認定の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第57条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
144	特定障害者特別給付費等の支給の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	第34条の6第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課
145	計画相談支援給付費の支給の取消し	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	第34条の55第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 障がい者福祉課

◎福祉部 介護保険課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
146	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 介護保険課
147	不正利得の徴収	介護保険法	第22条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 介護保険課
148	職権による要介護状態区分の変更の認定	介護保険法	第30条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 介護保険課
149	要介護認定の取消し	介護保険法	第31条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 介護保険課
150	職権による要支援状態区分の変更の認定	介護保険法	第33条の3第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 介護保険課
151	要支援認定の取消し	介護保険法	第34条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 介護保険課
152	保険給付の制限	介護保険法	第64条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 介護保険課
153	保険給付の制限	介護保険法	第65条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 介護保険課
154	保険料滞納者に係る支払方法の変更	介護保険法	第66条第1項及び第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 介護保険課
155	保険給付の支払の一時差止	介護保険法	第67条第1項及び第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 介護保険課
156	医療保険各法の規定による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止	介護保険法	第68条第1項及び第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 介護保険課
157	保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例	介護保険法	第69条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 介護保険課
158	保険料額の決定	介護保険法	第129条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			福祉部 介護保険課
◎こども未来部 こども政策課								
159	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			こども未来部 こども政策課
160	事務の適正な実施のための監督上の命令	児童福祉法	第21条の13	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			こども未来部 こども政策課
161	家庭的保育事業等に対する改善命令	児童福祉法	第34条の17第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 こども政策課
162	家庭的保育事業等の停止命令等	児童福祉法	第34条の17第4項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 こども政策課
163	家庭的保育事業等の認可の取消し	児童福祉法	第58条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 こども政策課
164	特定教育・保育施設の設置者に対する勧告履行命令	子ども・子育て支援法	第39条第4項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 こども政策課
165	特定教育・保育施設の確認の取消し等	子ども・子育て支援法	第40条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 こども政策課
166	特定地域型保育事業者に対する勧告履行命令	子ども・子育て支援法	第51条第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 こども政策課
167	特定地域型保育事業者の確認の取消し等	子ども・子育て支援法	第52条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 こども政策課
168	特定教育・保育提供者に対する勧告履行命令	子ども・子育て支援法	第57条第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 こども政策課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
169	特定子ども・子育て支援提供者に対する勧告履行命令	子ども・子育て支援法	第58条の9第5項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 こども政策課
170	特定子ども・子育て支援施設等の確認の取消し等	子ども・子育て支援法	第58条の10第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 こども政策課
◎こども未来部 子育て支援課								
171	助産の実施の解除	児童福祉法	第22条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			こども未来部 子育て支援課
172	母子保護の実施の解除	児童福祉法	第23条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			こども未来部 子育て支援課
173	児童等を社会福祉主事等に指導させる措置の解除	児童福祉法	第25条の7第1項第2号	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			こども未来部 子育て支援課
174	障害福祉サービス、助産の実施又は母子保護及び保育の利用に要する費用の徴収	児童福祉法	第56条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			こども未来部 子育て支援課
175	受給資格の喪失	児童手当法	第4条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
176	支給の制限	児童手当法	第5条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
177	調査書類提出命令拒否等による支給の制限	児童手当法	第10条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
178	現況届未届による手当支払差止め	児童手当法	第11条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
179	支払の調整	児童手当法	第13条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
180	不正利得の徴収	児童手当法	第14条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
181	児童扶養手当の受給資格の喪失	児童扶養手当法	第4条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
182	児童扶養手当の支給の調整	児童扶養手当法	第4条の2	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
183	受給資格者の所得による支給の制限①	児童扶養手当法	第9条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
184	受給資格者の所得による支給の制限②	児童扶養手当法	第9条の2	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
185	父又は母に対する手当の支給の制限	児童扶養手当法	第10条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
186	養育者に対する手当の支給の制限	児童扶養手当法	第11条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
187	児童扶養手当の返還	児童扶養手当法	第12条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
188	母、父又は養育者に対する手当の支給制限	児童扶養手当法	第13条の2	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			こども未来部 子育て支援課
189	受給資格者に対する手当の支給の制限	児童扶養手当法	第13条の3第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
190	規定違反に対する支給の制限	児童扶養手当法	第14条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
191	届出等不履行の支払の差止め	児童扶養手当法	第15条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
192	不正利得の徴収	児童扶養手当法	第23条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
193	児童扶養手当の手当の支払の調整	児童扶養手当法	第31条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
194	母子家庭日常生活支援の措置の解除	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第17条第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			こども未来部 子育て支援課
195	母子家庭自立支援給付金の不正利得の徴収	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の2	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			こども未来部 子育て支援課
196	父子家庭日常生活支援事業の措置の解除	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の7第3項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			こども未来部 子育て支援課
197	父子家庭自立支援給付金の不正利得の徴収	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の10において準用する第31条の2	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			こども未来部 子育て支援課
198	寡婦日常生活支援の措置の解除	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第33条第3項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			こども未来部 子育て支援課
199	受給資格の喪失	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第4条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
200	調査書類提出命令拒否等による支給制限	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第9条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
201	届出等未提出による手当支払い差止め	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第10条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
202	支払の調整	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第12条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
203	不正利得の徴収	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律	第13条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 子育て支援課
◎こども未来部 保育課								
204	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
205	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			こども未来部 保育課
206	公私連携法人の指定の取消し	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第34条第11項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
207	当該市町村の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する保育所若しくは幼保連携型認定こども園に入所を委託して、保育を行う等の措置の解除	児童福祉法	第24条第5項及び第6項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			こども未来部 保育課
208	放課後児童健全育成事業に対する基準適合命令	児童福祉法	第34条の8の3第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
209	放課後児童健全育成事業の停止命令等	児童福祉法	第34条の8の3第4項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
210	公私連携保育法人の指定の取消し	児童福祉法	第56条の8第11項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
211	要保護児童の保育の実施に要する保育費用の徴収	児童福祉法	第56条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
212	費用の滞納等に対する処分	児童福祉法	第56条第6項及び第7項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
213	不正利得の徴収	子ども・子育て支援法	第12条第1項及び第2項(第30条の3において準用する場合を含む。)	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
214	教育・保育給付認定の取消し	子ども・子育て支援法	第24条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
215	施設等利用給付認定の取消し	子ども・子育て支援法	第30条の9第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
216	特定保育所の保育費用の徴収	子ども・子育て支援法	附則第6条第4項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			こども未来部 保育課
◎健康推進部 地域医療政策課								
217	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			健康推進部 地域医療政策課
218	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			健康推進部 地域医療政策課
219	賠償受給による給付の制限	予防接種法	第18条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			健康推進部 地域医療政策課
220	賠償受給額相当額の返還命令	予防接種法	第18条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			健康推進部 地域医療政策課
221	不正受給者からの給付額の徴収	予防接種法	第19条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			健康推進部 地域医療政策課
222	予防接種の実費の徴収	予防接種法	第28条	①有		①有		健康推進部 地域医療政策課
223	障害年金の給付の額の改定	予防接種法施行令	第15条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			健康推進部 地域医療政策課
224	命令に従わない場合の給付差止め	予防接種法施行令	第16条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			健康推進部 地域医療政策課
225	感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第63条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			健康推進部 地域医療政策課
226	ねずみ族、昆虫等の駆除の実費徴収	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第63条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			健康推進部 地域医療政策課
227	物件に係る措置の実費徴収	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	第63条第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			健康推進部 地域医療政策課
◎健康推進部 健康増進課								
228	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			健康推進部 健康増進課
229	診療報酬の支払いの一時差止め	母子保健法	第20条第7項において準用する児童福祉法第21条の3第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			健康推進部 健康増進課
230	費用の徴収	母子保健法	第21条の4第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			健康推進部 健康増進課
231	養育医療の給付に要する費用の滞納等に対する処分	母子保健法	第21条の4第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			健康推進部 健康増進課
◎経済部 商工振興企業立地課								
232	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 商工振興企業立地課
233	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 商工振興企業立地課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
234	是正命令	中心市街地の活性化に関する法律	第63条第2項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 商工振興企業立地課
235	中心市街地整備推進機構の指定の取消し	中心市街地の活性化に関する法律	第63条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 商工振興企業立地課
236	先端設備等導入計画の認定の取消し	中小企業等経営強化法	第53条第2項及び第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 商工振興企業立地課
237	変更命令	工場立地法	第10条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 商工振興企業立地課
238	液化石油ガス器具等の提出命令	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第83条の2第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 商工振興企業立地課
239	電気用品の提出命令	電気用品安全法	第46条の2第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 商工振興企業立地課
240	ガス用品の提出命令	ガス事業法	第173条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 商工振興企業立地課
241	是正命令	商店街振興組合法	第85条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 商工振興企業立地課
242	組合に対する解散命令	商店街振興組合法	第86条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 商工振興企業立地課
243	認定計画の取消し	中小小売商業振興法施行令	第9条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 商工振興企業立地課
244	消費生活用製品の提出命令	消費生活用製品安全法	第42条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 商工振興企業立地課

◎経済部 農政課

245	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 農政課
246	特定農業用ため池の管理に要する費用の徴収	農業用ため池の管理及び保全に関する法律	第16条第3項(第17条第4項において準用する場合を含む)	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 農政課
247	認定の取消し	市民農園整備促進法	第10条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
248	受益者からの負担金の徴収	土地改良法	第90条第6項	①有		①有		経済部 農政課
249	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
250	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第4項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
251	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第90条の2第6項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
252	受益者からの分担金の徴収	土地改良法	第91条第3項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
253	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第91条の2第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
254	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第91条の2第4項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
255	目的外用途使用者等の特別徴収	土地改良法	第91条の2第6項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 農政課
256	賦課金等の徴収(法第36条第1項の準用)	土地改良法	第96条の4	①有		①有		経済部 農政課
257	特別徴収金の徴収(法第36条の3第1項の準用)	土地改良法	第96条の4	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
258	一時利用地指定(法第53条の5第1項の準用)	土地改良法	第96条の4	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
259	換地処分前の使用収益停止(法第53条の6第1項の準用)	土地改良法	第96条の4	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
260	仮清算金支払地の使用収益の停止(法第53条の6第2項の準用)	土地改良法	第96条の4	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
261	一時利用地指定の利益相当額徴収(法第53条の8第2項の準用)	土地改良法	第96条の4	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
262	清算金の徴収	土地改良法	第108条第2項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
263	土地改良事業の障害物の除去等	土地改良法	第119条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
264	監督処分	農業振興地域の整備に関する法律	第15条の3	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 農政課
265	協定の認可の取消し	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の11第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 農政課
266	協定の認定の取消し	集落地域整備法施行令	第11条第3項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
267	農業経営改善計画の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第13条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 農政課
268	青年等就農計画の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第14条の5第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 農政課
269	農用地利用規程の認定の取消し	農業経営基盤強化促進法	第24条第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 農政課
270	事業計画の認定の取消し等	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	第8条第2項及び第3項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
271	事業計画の認定の取消し	都市農地の貸借の円滑化に関する法律	第7条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 農政課
272	協定の認可の取消し	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律	第37条第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
273	組合員等への事務費の賦課	農業保険法	第118条第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
274	伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等	森林法	第10条の9	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
275	施業実施協定の認可の取消し	森林法	第10条の11の8第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
276	森林経営計画の認定の取消し	森林法	第16条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
277	経営管理権集積計画の取消し	森林経営管理法	第8条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 農政課
278	経営管理実施権配分計画の取消し	森林経営管理法	第40条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 農政課
279	災害等防止措置命令	森林経営管理法	第42条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 農政課
280	設備整備計画の認定の取消し	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	第8条第3項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			経済部 農政課
281	措置の命令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第22条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 農政課
282	登録の取消し	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第22条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 農政課
283	措置の命令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条第9項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 農政課
284	許可の取消し	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第24条第10項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			経済部 農政課
◎経済部 卸売市場								
285	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			経済部 卸売市場
◎土木部 土木課								
286	災害等防止措置命令	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	第39条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 土木課
287	推進法人に対する措置命令	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	第49条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 土木課
288	推進法人の指定の取消し	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	第49条第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 土木課
289	工事原因者に対する工事施行命令	河川法	第100条において準用する第18条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 土木課
290	洪水時等における業務従事命令	河川法	第100条において準用する第22条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 土木課
291	工作物用途廃止後の原状回復命令	河川法	第100条において準用する第31条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 土木課
292	流水占用料等の徴収	河川法	第100条において準用する第32条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 土木課
293	河川の従前の機能の維持の指示	河川法	第100条において準用する第44条第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 土木課
294	ダム の 操作規程の変更命令	河川法	第100条において準用する第47条第4項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 土木課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
295	洪水調節のための指示	河川法	第100条において準用する第52条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 土木課
296	改善命令及び指定の取消し	河川法	第100条において準用する第58条の11第2項及び第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 土木課
297	工事費用の原因者への負担命令	河川法	第100条において準用する第67条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 土木課
298	附帯工事費用の原因者負担命令	河川法	第100条において準用する第68条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 土木課
299	工事費用の受益者への負担命令	河川法	第100条において準用する第70条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 土木課
300	負担金等の督促	河川法	第100条において準用する第74条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 土木課
301	延滞金の徴収	河川法	第100条において準用する第74条第5項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 土木課
302	許可等の取消し、工事中止命令等	河川法	第100条において準用する第75条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 土木課
303	許可等の取消し、工事中止命令等	河川法	第100条において準用する第75条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 土木課
304	損失補償額の原因者への負担命令	河川法	第100条において準用する第76条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 土木課
◎土木部 道路管理課								
305	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 道路管理課
306	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 道路管理課
307	他の工作物管理者の工事施行命令	道路法	第21条	①有		①有		土木部 道路管理課
308	工事原因者への工事施行命令	道路法	第22条第1項	①有		①有		土木部 道路管理課
309	道路占用料の徴収	道路法	第39条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 道路管理課
310	是正のための措置命令	道路法	第39条の9	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 道路管理課
311	原状回復に代る措置の指示	道路法	第40条第2項	①有		①有		土木部 道路管理課
312	車両積載物の落下予防等措置命令	道路法	第43条の2	①有		①有		土木部 道路管理課
313	工作物管理者の危険防止措置命令	道路法	第44条第4項	①有		①有		土木部 道路管理課
314	違反車両の通行中止等の措置命令	道路法	第47条の14第1項	①有		①有		土木部 道路管理課
315	道路に関する必要な措置命令	道路法	第47条の14第2項	①有		①有		土木部 道路管理課
316	道路保全立体区域内での措置命令	道路法	第48条第2項	①有		①有		土木部 道路管理課
317	行為の中止、物件の除却等の命令	道路法	第48条第4項	①有		①有		土木部 道路管理課
318	連結料の徴収	道路法	第48条の7第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 道路管理課
319	違反行為の中止その他の措置命令	道路法	第48条の12	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 道路管理課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
320	通行の中止その他の措置命令	道路法	第48条の16	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 道路管理課
321	業務運営の改善措置命令及び指定の取消し等	道路法	第48条の62第2項及び第3項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 道路管理課
322	原因者への工事費用負担命令	道路法	第58条第1項	①有		①有		土木部 道路管理課
323	原因者への工事費用負担命令	道路法	第59条第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 道路管理課
324	工作物管理者への費用負担命令	道路法	第60条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 道路管理課
325	受益者への工事費用負担命令	道路法	第61条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 道路管理課
326	非常災害時の土地の収用、処分	道路法	第68条第1項	①有		①有		土木部 道路管理課
327	非常災害時の防ぎよ従事命令	道路法	第68条第2項	①有		①有		土木部 道路管理課
328	許可等の取消し、工作物除去命令等	道路法	第71条第1項	①有		①有		土木部 道路管理課
329	許可等の取消し、工作物除去命令等	道路法	第71条第2項	①有		①有		土木部 道路管理課
330	負担金等の督促	道路法	第73条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 道路管理課
331	道路予定区域における道路占用料の徴収(第39条第1項の準用)	道路法	第91条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 道路管理課
332	道路予定区域における原状回復に代る措置の指示(第40条第2項の準用)	道路法	第91条第2項	①有		①有		土木部 道路管理課
333	道路予定区域における工作物管理者の危険防止措置命令(第44条第4項の準用)	道路法	第91条第2項	①有		①有		土木部 道路管理課
334	道路予定区域における道路保全立体区域内での措置命令(第48条第2項の準用)	道路法	第91条第2項	①有		①有		土木部 道路管理課
335	道路予定区域における行為の中止、物件の除却等の命令(第48条第4項の準用)	道路法	第91条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 道路管理課
336	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第1項の準用)	道路法	第91条第2項	①有		①有		土木部 道路管理課
337	道路予定区域における許可等の取消し、工作物除去命令等(第71条第2項の準用)	道路法	第91条第2項	①有		①有		土木部 道路管理課

◎土木部 建築住宅課

338	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 建築住宅課
339	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 建築住宅課
340	低炭素建築物の新築等に係る改善命令	都市の低炭素化の促進に関する法律	第57条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 建築住宅課
341	低炭素建築物新築等計画の認定の取消し	都市の低炭素化の促進に関する法律	第58条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 建築住宅課
342	勧告に係る措置命令	空家等対策の推進に関する特別措置法	第22条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
343	空家等管理活用支援法人に対する措置命令	空家等対策の推進に関する特別措置法	第25条第2項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 建築住宅課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
344	空家等管理活用支援法人の指定の取消し	空家等対策の推進に関する特別措置法	第25条第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 建築住宅課
345	指定確認検査機関による確認済証の取消し	建築基準法	第6条の2第6項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
346	指定確認検査機関による仮使用の認定の取消し	建築基準法	第7条の6第4項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
347	違反建築物の除却、移転等の命令	建築基準法	第9条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
348	違反建築物の仮の使用禁止、使用制限	建築基準法	第9条第7項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
349	違反建築工事について緊急の必要のある停止命令	建築基準法	第9条第10項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
350	著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する除却命令等	建築基準法	第10条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
351	保安上危険な建築物の除却等命令	建築基準法	第10条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
352	私道の変更又は廃止の制限	建築基準法	第45条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
353	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画等における措置命令	建築基準法	第86条の8第5項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
354	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて増築等を含む工事を行う場合の全体計画等の認定取消し	建築基準法	第86条の8第6項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
355	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画等の認定取消し(第86条の8第6項)	建築基準法	第87条の2第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
356	既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の全体計画等における措置命令(第86条の8第5項の準用)	建築基準法	第87条の2第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
357	危害防止のための除却等措置命令(第90条の準用における第9条第1項の準用)	建築基準法	第87条の4	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
358	建築設備における緊急時の使用禁止、使用制限命令(第90条の準用における第9条第7項の準用)	建築基準法	第87条の4	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
359	危害防止のための工事停止命令(第90条の準用における第9条第10項の準用)	建築基準法	第87条の4	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
360	工事中の建築設備に係る措置命令(第90条の2第1項の準用)	建築基準法	第87条の4	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
361	違反煙突等の除却、移転等の命令(第9条第1項の準用)	建築基準法	第88条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
362	違反煙突等の仮の使用禁止、使用制限(第9条第7項の準用)	建築基準法	第88条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
363	違反煙突等工事について緊急の必要のある停止命令(第9条第10項の準用)	建築基準法	第88条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
364	著しく保安上危険な工作物の所有者等に対する除却等勧告の命令(第10条第2項の準用)	建築基準法	第88条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
365	保安上危険な工作物の除却等命令(第10条第3項の準用)	建築基準法	第88条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
366	危害防止のための除却等措置命令(第90条の準用における第9条第1項の準用)	建築基準法	第88条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
367	緊急時の使用禁止、使用制限命令(第90条の準用における第9条第7項の準用)	建築基準法	第88条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
368	危害防止のための工事停止命令(第90条の準用における第9条第10項の準用)	建築基準法	第88条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
369	違反製造施設等の除却、移転等の命令(第9条第1項の準用)	建築基準法	第88条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
370	違反製造施設等の仮の使用禁止、使用制限(第9条第7項の準用)	建築基準法	第88条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
371	違反製造施設等工事について緊急の必要のある停止命令(第9条第10項の準用)	建築基準法	第88条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
372	危害防止のための除却等措置命令(第87条の4及び第90条の準用における第9条第1項の準用)	建築基準法	第88条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
373	緊急時の使用禁止、使用制限命令(第87条の4及び第90条の準用における第9条第7項の準用)	建築基準法	第88条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
374	危害防止のための工事停止命令(第87条の4及び第90条の準用における第9条第10項の準用)	建築基準法	第88条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
375	工事中の建設設備に係る措置命令(第90条の2第1項の準用)	建築基準法	第88条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
376	違反看板等の除却、移転等の命令(第64条に規定する工作物に係る第9条第1項の準用)	建築基準法	第88条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
377	違反看板等の仮の使用禁止、使用制限(第64条に規定する工作物に係る第9条第7項の準用)	建築基準法	第88条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
378	違反看板等設置工事について緊急の必要のある停止命令(第64条に規定する工作物に係る第9条第10項の準用)	建築基準法	第88条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
379	著しく保安上危険な看板等の所有者等に対する除却等勧告の命令(第64条に規定する工作物に係る第10条第2項の準用)	建築基準法	第88条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
380	保安上危険な看板等の除却等の命令(第64条に規定する工作物に係る第10条第3項の準用)	建築基準法	第88条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
381	危害防止のための除却等措置命令(第9条第1項の準用)	建築基準法	第90条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
382	緊急時の使用禁止、使用制限命令(第9条第7項の準用)	建築基準法	第90条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
383	危害防止のための工事停止命令(第9条第10項の準用)	建築基準法	第90条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
384	工事中の特殊建築物に係る措置命令	建築基準法	第90条の2第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
385	緊急時の使用禁止、使用制限命令(第9条第7項の準用)	建築基準法	第90条の2第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
386	認定事業者に対する改善命令	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第20条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
387	建築物の耐震改修の計画の認定の取消し	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第21条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
388	基準適合認定建築物に係る認定の取消し	建築物の耐震改修の促進に関する法律	第23条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
389	改善命令	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第10条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 建築住宅課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
390	計画の認定の取消し	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第11条第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 建築住宅課
391	土地の原状回復等の命令	住宅地区改良法	第9条第4項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 建築住宅課
392	分別解体等の適正実施のための措置命令	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	第15条	①有				土木部 建築住宅課
393	改善命令	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	第5条の9	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 建築住宅課
394	管理計画の認定の取消し	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	第5条の10第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 建築住宅課
395	指定認定事務支援法人の指定の取消し	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令	第4条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 建築住宅課
396	マンション建替事業の施行の促進を図るため必要な措置命令	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第97条第2項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 建築住宅課
397	組合に対する監督処分	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第98条第3項、第4項及び第7項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 建築住宅課
398	個人施行者に対する監督処分	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第99条第1項及び第2項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 建築住宅課
399	組合に対する監督処分	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第161条第3項、第4項及び第7項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
400	敷地分割事業の促進を図るため必要な措置命令	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第213条第2項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 建築住宅課
401	組合に対する監督処分	マンションの建替え等の円滑化に関する法律	第214条第3項、第4項及び第7項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 建築住宅課
402	改善命令	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第13条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
403	計画の認定の取消し	長期優良住宅の普及の促進に関する法律	第14条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
404	特定建築物に係る基準適合命令	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	第14条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
405	住宅部分に係る指示に係る措置命令	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	第16条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
406	建築物の建築に関する届出の指示に係る措置命令	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	第19条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
407	認定建築主に対する改善命令	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	第38条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
408	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の取消し	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	第39条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
409	基準適合認定建築物に係る認定の取消し	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	第42条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
410	特定増改築に係る指示に係る措置命令	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	附則第3条第4項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
411	特別特定建築物に係る基準適合命令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第15条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
412	認定建築主等に対する改善命令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第21条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
413	認定協定建築主等に対する改善命令(第21条の準用)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第22条の2第5項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
414	協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し(第22条の準用)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第22条の2第5項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
415	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の取消し	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第22条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
416	基本構想に基づく事業の実施に係る措置命令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第38条第4項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
417	浄化槽設置計画の変更命令等	浄化槽法	第5条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 建築住宅課
◎土木部 下水道課								
418	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			土木部 下水道課
419	受益者負担金の督促	都市計画法	第75条第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 下水道課
420	水洗便所への改造命令	下水道法	第11条の3第3項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課
421	水洗便所への改造命令	下水道法	第11条の3第4項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課
422	特定施設の設置計画の廃止命令等	下水道法	第12条の5	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 下水道課
423	特定事業場の事故時の応急措置の命令	下水道法	第12条の9第2項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課
424	施設損傷者への工事費用負担命令	下水道法	第18条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課
425	汚濁原因者への工事費用負担命令	下水道法	第18条の2	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課
426	改築工事原因者への費用負担命令	下水道法	第19条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課
427	改善命令	下水道法	第25条の20	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課
428	計画の認定の取消し	下水道法	第25条の21第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課
429	流域下水道における特定施設の設置計画の廃止命令等	下水道法	第25条の30第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			土木部 下水道課
430	流域下水道における特定事業場の事故時の応急措置の命令	下水道法	第25条の30第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
431	流域下水道における施設損傷者への工事費用負担命令	下水道法	第25条の30第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課
432	流域下水道における汚濁原因者への工事費用負担命令	下水道法	第25条の30第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課
433	雨水流域下水道における施設損傷者への工事費用負担命令	下水道法	第25条の30第2項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課
434	下水の排除の停止命令等	下水道法	第37条の2	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課
435	許可等の取消し、工事中止命令等	下水道法	第38条第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課
436	許可等の取消し、工事中止命令等	下水道法	第38条第2項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課
437	補償金の原因者に対する負担命令	下水道法	第38条第6項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			土木部 下水道課
◎都市部 都市計画課								
438	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 都市計画課
439	都市計画協力団体の監督等	都市計画法	第75条の7第2項及び第3項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 都市計画課
440	監督処分	都市計画法	第81条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
441	是正命令	駐車場法	第19条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
442	土地の原状回復又は建築物等の移転若しくは除去命令	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第197条第4項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 都市計画課
443	出入口制限対象駐車場の設置に係る届出に適合しない場合の措置命令	都市再生特別措置法	第62条の10第5項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 都市計画課
444	協定の認定の取消し	都市再生特別措置法	第77条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 都市計画課
445	不正手段による許可等の取消し(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
446	宅地工事施行停止、災害防止措置命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第2項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
447	土地使用禁止、災害防止措置命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第3項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
448	工事施行の緊急停止命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第4項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
449	宅地造成等工事規制区域内に係る擁壁等設置、地形改良等の工事命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第23条第1項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
450	土地所有者等に係る原因者に対する工事施行命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第23条第2項の適用)	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
451	造成宅地防災区域内に係る擁壁等設置、地形改良等の工事命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第47条	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 都市計画課
452	造成宅地所有者等に係る原因者に対する工事施行命令(第87条の2第1項において市町村の長が処理することとされる宅地造成及び特定盛土等規制法第47条第2項の適	都市再生特別措置法	第87条の2第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 都市計画課
453	立地誘導促進施設協定の認可の取消し	都市再生特別措置法	第109条の6第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 都市計画課
454	都市再生推進法人に対する改善措置命令及び指定の取消し	都市再生特別措置法	第121条第2項及び第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 都市計画課
455	違反施設に対する措置命令	流通業務市街地の整備に関する法律	第6条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 都市計画課
456	改善命令	中心市街地の活性化に関する法律	第28条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
457	計画の認定の取消し	中心市街地の活性化に関する法律	第29条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
458	中心市街地整備推進機構に対する改善命令及び指定の取消し	中心市街地の活性化に関する法律	第63条第2項及び第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
459	歴史的風致維持向上支援法人に対する措置命令及び指定の取消し	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	第36条第2項及び第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
460	沿道整備推進機構に対する改善命令及び指定の取消し	幹線道路の沿道の整備に関する法律	第13条の5第2項及び第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
461	認定集約都市開発事業の施行に係る改善命令	都市の低炭素化の促進に関する法律	第14条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
462	集約都市開発事業計画の認定の取消し	都市の低炭素化の促進に関する法律	第15条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
463	土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転等の命令	被災市街地復興特別措置法	第7条第5項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
464	監督処分	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第104条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
465	特定路外駐車場に係る基準適合命令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	第12条第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
466	許可の取消し等の監督処分(第29条第1項及び第2項の規定による開発の許可、第35条の2第1項の規定による開発行為の変更の許可、第37条第1号の規定による建築制限等の解除の承認、第41条第2項ただし書(第35条の2第4項において準用する場合を含む。))の規定による建築物の建築物の建築の許可、第42条第1項ただし書及び第43条第1項の規定による建築物等の建築等の許可並びに第45条の規定による地位の承継の承認に係るものに限る。)	都市計画法	第81条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
467	許可の取消し等の監督処分	宅地造成等規制法(旧法)	第14条第1項から第4項まで	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
468	改善の命令	宅地造成等規制法(旧法)	第17条第1項及び第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 都市計画課
◎都市部 市街地整備課								
469	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
470	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 市街地整備課
471	違反行為に対する措置命令	都市再開発法	第7条の5第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
472	特定事業参加者の負担金の徴収	都市再開発法	第56条の2第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
473	負担金の督促	都市再開発法	第56条の3第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
474	延滞金の徴収	都市再開発法	第56条の3第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
475	原状回復又は建築物等の移転等の命令	都市再開発法	第66条第4項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
476	土地の引渡等に要した費用の徴収	都市再開発法	第99条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
477	土地の引渡等に要した費用の納付	都市再開発法	第99条第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
478	費用の督促	都市再開発法	第99条第4項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
479	特定建築者の決定の取消し	都市再開発法	第99条の8第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
480	土地の明渡し請求	都市再開発法	第99条の8第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
481	土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条第1項の準用)	都市再開発法	第99条の8第5項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
482	土地の引渡等に要した費用の納付(第99条第3項の準用)	都市再開発法	第99条の8第5項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
483	費用の督促(第99条第4項の準用)	都市再開発法	第99条の8第5項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
484	清算金の徴収	都市再開発法	第104条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
485	清算金の督促	都市再開発法	第106条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
486	延滞金の徴収	都市再開発法	第106条第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
487	清算金の徴収(第104条第1項の準用)	都市再開発法	第111条	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
488	清算金の徴収	都市再開発法	第118条の24第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
489	清算金の督促(第106条第2項の準用)	都市再開発法	第118条の24第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
490	延滞金の徴収(第106条第3項の準用)	都市再開発法	第118条の24第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
491	清算金の徴収(第118条の24第1項の準用)	都市再開発法	第118条の25の3第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
492	清算金の督促(第118条の24第2項・第106条第2項の準用)	都市再開発法	第118条の25の3第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
493	延滞金の徴収(第118条の24第2項・第106条第3項の準用)	都市再開発法	第118条の25の3第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
494	物件の移転命令	都市再開発法	第118条の27第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
495	特定建築者の決定の取消し(第99条の8第1項の準用)	都市再開発法	第118条の28第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
496	土地の明渡し請求(第99条の8第2項の準用)	都市再開発法	第118条の28第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
497	土地の引渡等に要した費用の徴収(第99条の8第5項・第99条第1項の準用)	都市再開発法	第118条の28第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
498	土地の引渡等に要した費用の納付(第99条の8第5項・第99条第3項の準用)	都市再開発法	第118条の28第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
499	費用の督促(第99条の8第5項・第99条第4項の準用)	都市再開発法	第118条の28第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
500	公共施設管理者に対する負担金の請求	都市再開発法	第121条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
501	原状回復等の命令	土地区画整理法	第76条第4項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
502	建築物の移転又は除去費用の徴収	土地区画整理法	第78条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
503	仮清算金の徴収	土地区画整理法	第102条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
504	清算金の徴収	土地区画整理法	第110条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
505	清算金の督促	土地区画整理法	第110条第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
506	換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地の指定の取消し	土地区画整理法	第117条の2第4項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
507	土地の原状回復又は建築物等の移転若しくは除去命令	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	第197条第4項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 市街地整備課
508	土地の原状回復又は建築物等の移転等の命令	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	第21条第6項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
509	改善の命令(県が施行する市街地再開発事業に係るものを除く。)	都市再開発法	第129条の8	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
510	再開発事業計画の認定の取消し(県が施行する市街地再開発事業に係るものを除く。)	都市再開発法	第129条の9第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
511	原状回復等の命令(独立行政法人都市再生機構及び地方住宅供給公社が施行する土地区画整理事業に係るものに限る。)	土地区画整理法	第76条第4項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
512	措置の命令(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。)	土地区画整理法	第124条第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
513	施行の認可の取消し(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。))	土地区画整理法	第124条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
514	措置の命令(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。))	土地区画整理法	第125条第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
515	組合の設立の認可の取消し(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。))	土地区画整理法	第125条第4項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
516	投票の取消し(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。))	土地区画整理法	第125条第7項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
517	区画整理会社に対する措置命令(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに係るものに限る。))	土地区画整理法	第125条の2第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
518	土地区画整理事業の施行認可の取消し(施行面積が5ヘクタール未満の土地区画整理事業(施行区域が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。))で、個人施行者(市が個人施行者となる場合を除く。)、土地区画整理組合又は区画整理会社が施行するものに限る。))	土地区画整理法	第125条の2第4項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			都市部 市街地整備課
◎都市部 公園緑地課								
519	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 公園緑地課
520	緑地保全地域における行為の禁止等の命令	都市緑地法	第8条第2項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 公園緑地課
521	原状回復命令等	都市緑地法	第9条第1項(第15条において準用する場合を含む。))	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 公園緑地課
522	違反建築物に対する措置命令	都市緑地法	第37条第1項	①有		①有		都市部 公園緑地課
523	改善命令	都市緑地法	第64条	①有		①有		都市部 公園緑地課
524	認定の取消し	都市緑地法	第65条	①有		①有		都市部 公園緑地課
525	推進法人に対する改善命令	都市緑地法	第72条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 公園緑地課
526	推進法人の指定の取消し	都市緑地法	第73条第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 公園緑地課
527	生産緑地内の原状回復命令等	生産緑地法	第9条第1項	①有		①有		都市部 公園緑地課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
528	原状回復等の措置の指示	都市公園法	第10条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 公園緑地課
529	原因者への費用負担命令	都市公園法	第13条	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 公園緑地課
530	附帯工事原因者への費用負担命令	都市公園法	第14条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 公園緑地課
531	公園保全立体区域内の工作物などによる損害防止等措置命令	都市公園法	第26条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 公園緑地課
532	公園保全立体区域内の土石の採取などによる損害防止等措置命令	都市公園法	第26条第4項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 公園緑地課
533	都市公園の原状回復等の命令	都市公園法	第27条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 公園緑地課
534	都市公園における必要な措置の命令	都市公園法	第27条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 公園緑地課
535	工作物等の除去などの措置に係る費用負担	都市公園法	第27条第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 公園緑地課
536	公園予定区域等における原状回復等の措置の指示等(第10条第2項の準用)	都市公園法	第33条第4項	①有		①有		都市部 公園緑地課
537	公園予定区域等における原因者への費用負担命令(第13条の準用)	都市公園法	第33条第4項	①有		①有		都市部 公園緑地課
538	公園予定区域等における付帯工事原因者への費用負担命令(第14条第2項の準用)	都市公園法	第33条第4項	①有		①有		都市部 公園緑地課
539	公園予定区域等における工作物などによる損害防止等措置命令(第26条第2項の準用)	都市公園法	第33条第4項	①有		①有		都市部 公園緑地課
540	公園予定区域等における土石の採取などによる損害防止等措置命令(第26条第4項の準用)	都市公園法	第33条第4項	①有		①有		都市部 公園緑地課
541	公園予定区域等における原状回復等の命令(第27条第1項の準用)	都市公園法	第33条第4項	①有		①有		都市部 公園緑地課
542	公園予定区域等における工作物等の除去などの措置に係る費用負担(第27条第9項の準用)	都市公園法	第33条第4項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 公園緑地課
543	公園予定区域等における必要な措置の命令(第27条第2項の準用)	都市公園法	第33条第4項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 公園緑地課
544	形態意匠の制限に適合しない建築物又は工作物に対する変更命令等	景観法	第17条第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 公園緑地課
545	形態意匠の制限に適合させるための原状回復命令	景観法	第17条第5項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 公園緑地課
546	景観重要建造物の景観保全のための原状回復命令	景観法	第23条第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 公園緑地課
547	景観重要建造物の管理改善の措置命令	景観法	第26条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 公園緑地課
548	景観重要樹木の景観保全のための原状回復命令(第23条第1項の準用)	景観法	第32条第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 公園緑地課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
549	景観重要樹木の管理改善の措置命令	景観法	第34条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 公園緑地課
550	違反建築物に対する措置命令	景観法	第64条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 公園緑地課
551	形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置命令	景観法	第70条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			都市部 公園緑地課
552	景観整備機構に対する業務改善命令及び指定の取消し	景観法	第95条第2項及び第3項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			都市部 公園緑地課
◎水道部 業務課								
553	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			水道部 業務課
◎農業委員会事務局								
554	農地又は採草放牧地の権利移動の許可の取消し等	農地法	第3条の2第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			農業委員会事務局
555	措置命令	農地法	第42条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			農業委員会事務局
556	特定農地貸付の承認の取消し	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令	第4条第3項	①有		①有		農業委員会事務局
557	清算金の徴収	土地改良法	第108条第2項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			農業委員会事務局
◎教育部 教育総務課								
558	指定納付受託者の指定の取消し	地方自治法	第231条の2の7第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 教育総務課
559	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 教育総務課
◎教育部 学校施設課								
560	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 学校施設課
561	学校施設の返還命令	学校施設の確保に関する政令	第4条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			教育部 学校施設課
562	学校施設にある工作物等移転命令	学校施設の確保に関する政令	第15条	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			教育部 学校施設課
◎教育部 教育指導課								
563	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			教育部 教育指導課
◎教育部 学校給食センター								
564	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			教育部 学校給食センター
◎教育部 生涯学習課								

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
565	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			教育部 生涯学習課
566	歴史的風致維持向上支援法人に対する措置命令及び指定の取消し	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	第36条第2項及び第3項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			教育部 生涯学習課
567	史跡名勝天然記念物に関する現状変更等の許可の取消し等	文化財保護法	第125条第3項において準用する第43条第4項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			教育部 生涯学習課
568	文化財保存活用支援団体の指定の取消し等	文化財保護法	第192条の4第2項及び第3項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			教育部 生涯学習課
◎教育部 公民館								
569	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			教育部 公民館
570	公民館の事業・行為の停止命令	社会教育法	第40条第1項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			教育部 公民館
◎消防本部 消防総務課								
571	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			消防本部 消防総務課
◎消防本部 予防課								
572	火災予防に必要な措置の命令	消防法	第3条第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			消防本部 予防課
573	防火対象物の改修、除去等の命令	消防法	第5条第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			消防本部 予防課
574	防火対象物の使用の禁止、停止又は制限	消防法	第5条の2第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			消防本部 予防課
575	防火対象物における火災予防に必要な措置の命令	消防法	第5条の3第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			消防本部 予防課
576	防火管理者を定めるべき旨の命令	消防法	第8条第3項(第36条第1項において準用する場合を含む。)	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			消防本部 予防課
577	防火管理上必要な措置の命令	消防法	第8条第4項(第36条第1項において準用する場合を含む。)	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			消防本部 予防課
578	統括防火管理者を定めるべき旨の命令	消防法	第8条の2第5項(第36条第1項において準用する場合を含む。)	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			消防本部 予防課
579	全体についての消防計画作成命令	消防法	第8条の2第6項(第36条第1項において準用する場合を含む。)	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			消防本部 予防課
580	防火対象物の定期点検虚偽等表示の除去、消印命令	消防法	第8条の2の2第4項(第36条第1項において準用する場合を含む。)	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			消防本部 予防課
581	特例認定の取消し	消防法	第8条の2の3第6項(第36条第1項において準用する場合を含む。)	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			消防本部 予防課
582	防火対象物定期点検報告制度の特例認定の虚偽等表示の除去、消印命令	消防法	第8条の2の3第8項(第36条第1項において準用する場合を含む。)	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			消防本部 予防課

【(法適用)不利益処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	処分の基準の設定の有無	処分基準を設定していない場合の理由	処分基準を公にしていることの有無	処分基準を公にしていない場合の理由	担当部署
583	自衛消防組織の設置命令	消防法	第8条の2の5第3項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			消防本部 予防課
584	危険物の貯蔵、取扱に関する命令	消防法	第11条の5第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			消防本部 予防課
585	移動タンク貯蔵所に関する命令	消防法	第11条の5第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			消防本部 予防課
586	危険物施設の位置等の措置命令	消防法	第12条第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			消防本部 予防課
587	危険物施設の許可取消し、使用停止	消防法	第12条の2第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			消防本部 予防課
588	危険物施設の使用停止命令	消防法	第12条の2第2項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			消防本部 予防課
589	危険物施設の緊急使用停止命令等	消防法	第12条の3第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			消防本部 予防課
590	危険物保安統括管理者等解任命令	消防法	第13条の24第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			消防本部 予防課
591	予防規程の変更命令	消防法	第14条の2第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			消防本部 予防課
592	事故時の応急措置命令	消防法	第16条の3第3項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			消防本部 予防課
593	事故時の応急措置命令	消防法	第16条の3第4項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			消防本部 予防課
594	無許可施設等に対する措置命令	消防法	第16条の6第1項	②無	①不利益処分を行うかどうか等の判断基準が法令、条例等において具体的に規定し尽くされている場合			消防本部 予防課
595	消防用設備等に関する措置命令	消防法	第17条の4第1項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			消防本部 予防課
596	特殊消防用設備等の設置維持命令	消防法	第17条の4第2項	②無	③不利益処分の先例がなく、また、今後も不利益処分を行うべきことが見込まれない場合であって、法令、条例等の規定以上に具体化することが困難である場合			消防本部 予防課
◎消防本部 警防課								
597	行政財産の使用許可の取消し	地方自治法	第238条の4第9項	②無	②不利益処分の性質上、あらかじめ具体的な基準として画一的に定めることが技術的に困難である場合			消防本部 警防課